

# ヘルパーステーションさくらの里 利用料金表

令和 元年 10月

地域加算7等級 1単位×10.21円

【生活支援について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
生活援助2・Ⅱ	20分以上45分未満	200	¥2,042	¥204
生活援助3・Ⅱ	45分以上(60分が目安)	246	¥2,512	¥251
【身体介護について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
身体介護1・Ⅱ	20分以上30分未満	274	¥2,798	¥280
身体介護2・Ⅱ	30分以上60分未満	435	¥4,441	¥444
身体介護3・Ⅱ	60分以上90分未満	635	¥6,484	¥648
	以後30分を増すごとに	83	¥847	¥85
【身体介護に引き続く生活援助について】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
身体1生活1・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活20分超程度 50分程度	347	¥3,543	¥354
身体1生活2・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活45分超程度 70分程度	419	¥4,278	¥428
身体1生活3・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活70分超程度 95分程度	492	¥5,023	¥502
身体2生活1・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活20分超程度 80分程度	507	¥5,176	¥518
身体2生活2・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活45分超程度 105分程度	580	¥5,922	¥592
身体2生活3・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活70分超程度 120分程度	652	¥6,657	¥666
生活援助加算		66	¥68	

☆ サービス利用料金は介護保険法令に定める介護給付費(介護報酬)に準拠した金額になっています。

☆ 上表は訪問介護員1人による場合の料金です。訪問介護員2人の場合は上記の金額の倍額の料金になります。

☆ 介護保険負担割合証の割合により 1割～3割の利用料金になります。

☆ 通常の間時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯にサービスを利用される場合は次の割合で割増料金が加算されます。

\* 早朝(午前6時～午前8時):25% \* 夜間(午後6時～午後10時):25% \* 深夜(午後10時～午前6時)50%

## 【介護予防・日常生活支援総合事業】要支援1・2・事業対象者

【介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービス】		単位数	介護報酬	利用料(介護保険負担割合証1割の方)
訪問型サービスⅠ	週1回利用月額	1172	¥11,966	¥1,197
訪問型サービスⅡ	週2回利用月額	2342	¥23,912	¥2,391
訪問型サービスⅢ	週3回利用月額	3715	¥37,930	¥3,793

## 【生活援助サービス】要支援1・2・事業対象者・・・45分程度

生活援助サービス	①週1回程度月5回まで ②週2回程度月10回まで	210	¥2,144	¥214
----------	-----------------------------	-----	--------	------

加算項目等			
初回加算	初回時のサービス提供責任者の訪問もしくは同行	利用者負担額(生活援助サービスは加算なし)	200/月
介護職員処遇改善加算	加算(Ⅰ)ひと月に算定する単位数×137/1000	介護職員の賃金の改善を行っている場合 月の所定単位に応じ加算	
介護職員等特定処遇改善加算	加算(Ⅰ)ひと月に算定する単位数×63/1000	介護職員の賃金の改善を行っている場合 月の所定単位に応じ加算 (生活援助サービスは加算なし)	
緊急時加算	介護支援専門員からの緊急時要請	利用者負担額	100/回
特定事業所加算	加算(Ⅱ)ひと月に算定する単位数の10%	体制要件と人材要件の基準に適合 月の所定単位に応じ加算(料金表は加算後を表示)	

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合 変更された額に応じて利用料が変更になります。

★★★介護保険法により、当事業所と同一敷地内に所在する建物居住者(ケアハウスさくらの里、及び有料老人ホームさくらの里)入居者は **10～15%減算(減額)**になります。★★★

